

玉川村ふるさと納税寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、玉川村ふるさと納税寄附条例(平成20年玉川村条例第26号。以下「条例」という。)による基金の積み立て、管理、運用及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金は、寄附申込書(様式第1号)又は募集により受け付けるものとする。

2 村長は、寄附の申し込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受け入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

3 村長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳等の作成)

第3条 村長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 村長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の額)

第4条 寄附金は、一口5,000円とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寄 附 申 込 書

年 月 日

玉川村長 様

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり玉川村ふるさと納税寄附金として申し込みいたします。

事業名	寄附口数	寄附金額
地域の振興に関する事業	_____口×5,000円	_____円
教育の振興に関する事業	_____口×5,000円	_____円
人材育成・子育て支援に関する事業	_____口×5,000円	_____円
住民福祉の向上に関する事業	_____口×5,000円	_____円
合 計		_____円

【希望される納入方法】（寄附金の納入方法を下記の中から選び、番号に○を付けてください。）

1	玉川村指定金融機関での納入（手数料無料） （あぶくま石川農業協同組合、須賀川信用金庫、株式会社東邦銀行の本店及び各支店）
2	ゆうちょ銀行（郵便局）からの払込み（手数料無料）
3	上記以外の金融機関からの口座振込（手数料は寄附者負担）
4	現金書留による送金（郵送料は寄附者負担）
5	玉川村役場の窓口での現金納付

【情報公開の確認について】（公開に同意する項目を下記の中から選び、番号に○を付けてください。）

1 寄附者名	2 住所（都道府県、市町村名）	3 寄附金額
※ 公開に同意していただいた場合、村広報誌等に掲載させていただく場合があります。		

【申し込み・お問い合わせ先】

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地 玉川村役場 総務課 TEL 0247-57-4621 FAX 0247-57-3952 電子メール zaisei@vill.tamakawa.fukushima.jp
